



相続税の申告書 第7表

相次相続控除額の計算書

												被相続人		E01													
この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。																											
1 相次相続控除額の総額の計算																											
前の相続に係る被相続人の氏名								前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄						前の相続に係る相続税の申告書の提出先													
E02								E03								E04						署					
① 前の相続の年月日					② 今回の相続の年月日					③ 前の相続から今回の相続までの期間 (1年未満切捨て)					④ 10年－③の年数												
元号		年		月		日		元号		年		月		日				年				年					
N01								N02								G01				年		G02				年	
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産 価額(円)(相続時精算課税適用財産の価額 を含みます。)					⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額(円)					⑦ (⑤－⑥)の金額(円)					⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る 贈与によって財産を取得した全ての人の純資 産価額の合計額(円)(第1表の④の合計金 額)												
G03								G04								G05						G06					
(⑥の相続税額)(円)					(④の年数)										相次相続控除額の総額(円)												
G07		×		(⑧の金額) (円)		G08		(この割合が1を超 えるときは1としま す。)		(⑦の金額) (円)		G09		(④の年数)		G10		年		×		＝		A		G11	
												10		年													
2 各相続人の相次相続控除額の計算																											
(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入 します。)																											
今回の相続の被相続人から財産を 取得した相続人の氏名		⑨ 相次相続控除額の総額 (円)		⑩ 各相続人の純資産価額(円) (第1表の各人の④の金額)		⑪ 相続人以外の人も含めた純 資産価額の合計額(円)(第 1表の④の各人の合計)		⑫ 各人の⑩の割合 B		⑬ 各人の相次相続控除額(円) (⑨×各人の⑫の割合)																	
E05		(上記Aの金額)		G13		B G14		C01		G15																	
E06		G12		G16				C02		G17																	
E07				G18				C03		G19																	
E08				G20				C04		G21																	
E09				G22				C05		G23																	
(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相 続人の全ての人が記入します。)																											
今回の相続の被相続人から財産を 取得した相続人の氏名		⑭ 相次相続控除額の総額 (円)		⑮ 各相続人の純資産価額(円) (第3表の各人の④の金額)		⑯ 相続人以外の人も含めた純 資産価額の合計額(円)(第 3表の④の各人の合計)		⑰ 各人の⑮の割合 C		⑱ 各人の相次相続控除額(円) (⑭×各人の⑰の割合)																	
E10		(上記Aの金額)		G25		C G26		C06		G27																	
E11		G24		G28				C07		G29																	
E12				G30				C08		G31																	
E13				G32				C09		G33																	
E14				G34				C10		G35																	
(注) 1 ⑤欄の相続時精算課税適用財産の価額は、令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産の場合、その贈与により取得した年分ごとに、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除し た残額となります。 2 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。 3 各人の⑬又は⑱欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額③」欄に転記します。																											